

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道上磯高等学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道上磯高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえた未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。また、生徒の発達に応じた配慮や適切な支援も行うとともに、事案に応じてはいじめという言葉を使わずに柔軟に対応する。

北海道上磯高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

学校生活サポート委員会

◇構成員：教頭、生徒指導部長、教務部長、特別支援教育コーディネーター

該当担任、養護教諭、その他

◇いじめ認知報告 ◇調査方針・方法等の決定…☆目的、優先順位、担当者、期日等

◇指導方針の決定、指導体制の確立…☆指導、支援の対象と具体的な手立て

◇事態収束の判断

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

【未然防止・早期発見】

◇学業指導の充実 ◇特別活動、道徳教育の充実…ホームルーム活動の充実、ボランティア活動の充実 ◇教育相談の充実…面談の定期開催 ◇人権教育の充実…講演会等の開催ほか ◇情報教育の充実 ◇保護者・地域との連携…学校いじめ防止基本方針等の周知、学校公開の実施 ◇情報の収集…各種面談、教育相談、アンケートの実施（定期）ほか ◇相談体制の確立…相談窓口の設置・周知 ◇情報の共有…報告経路の明示、報告の徹底、職員会議等での情報共有、要配慮生徒の実態把握、進級時等の引継

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の北海道上磯高等学校のいじめ対策組織担当は、船橋です。

連絡先0138-73-2304（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
渡島教育局教育相談電話（電 話）	0138-47-9117	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

